

議員提出議案第1号

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

市長の専決処分事項の指定について（昭和44年12月18日議決）の一部を次のように改正する。

令和6年3月4日提出

尼崎市議会議員	前	迫	直	美
同	別	府	建	一
同	林		久	博
同	藤	野	勝	利
同	中	尾	健	一
同	綿	瀬	和	人
同	川	崎	敏	美

第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 民事訴訟法による支払督促の申立てから移行する訴えの提起及び当該訴えに係る上訴に関する事項

（説明）

議会において指定した市長の専決処分事項の一部を改正する必要を認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

市長の専決処分事項の指定について（昭和44年12月18日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の各号に掲げる事項については、市長において専決処分することができる。

- (1) 和解及び調停でその目的物の価額が3,000,000円以下（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に規定する保険金額の最高額の範囲内)のもの
- (2) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る額が3,000,000円以下(交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法に規定する保険金額の最高額の範囲内)のもの
- (3) 住居表示実施対象地区内の公の施設等の位置の表示の変更に伴う条例の改正
- (4) 土地区画整理事業、住宅地区改良事業及び市街地再開発事業の施行に伴う市道路線の認定、変更及び廃止
- (5) 災害援護資金貸付金の返還請求に係る民事訴訟法(平成8年法律第109号)による支払督促の申立てから移行する訴えの提起及び当該訴えに係る和解その他当該訴えの処理に関する事項
- (6) 工事又は製造の請負契約（その締結について尼崎市議会の議決を経たものに限る。以下「議決契約」という。）の変更契約の締結で、その変更後の契約金額が議決契約の契約金額に100分の110を乗じて得た額を超え、又は当該契約金額に100分の90を乗じて得た額を下回ることとならないもの